# 岐阜県へき地医師研修支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、へき地医療機関に勤務する医師の医療技術の取得及び地元大学での研修を支援するため、市町村(以下「補助事業者」という。)が行うへき地医療機関に勤務する医師(県の調整により派遣される医師を除く。)の研修等の実施に係る事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県へき地医師研修支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (補助対象事業等)

- 第2条 補助対象事業の内容、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び 補助金の額は、別表のとおりとする。
- 2 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (補助金の交付申請)

- 第3条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

#### (補助金の交付の条件)

- 第4条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。
  - 一 補助事業者は、補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合及び補助対象事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴い補助金の額の変更がない場合又は補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りでない。
  - 二 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - 三 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
  - 四 補助事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の 申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに 知事に報告すること。
  - 五 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第4号の 規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 補助事業経費の配分変更承認申請書 別記第2号様式
  - 二 補助事業の内容変更承認申請書 別記第3号様式
  - 三 補助事業の中止 (廃止) 承認申請書 別記第4号様式
  - 四 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 別記第5号様式

#### (申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(状況報告)

第6条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

- 第7条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書提出期限は、補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日含む。以下同じ。) の日から起算してから20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

- 第8条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第9条 規則第21条第2項に規定する財産は、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者が、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器 具を、知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入額の全部又は一部 を県に返還することができる。

(書類、帳簿等の整備)

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成すると ともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理しなければならない。
- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に定める調書の保存期間は、補助対象事業が完了 した年度の翌年度以後5年間とする。

(補助事業の表示)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年10月20日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年5月10日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用す

る。

附則

この要綱は、平成30年9月28日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

# 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

# 別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費補助金の額					
	基準額	対象の経費					
へき地医療機関に 勤務する医師の研 修等の実施に係る 事業	医師 1 人あたり、 942 千円×勤務月数/12 月	へに(り師研た費耗本(医で必く・動県派を修め、品費近療の要の遺除等に需費)、隣拠実なを動場であるがけな(刷担き院修とにるがけな(刷担き院修は関師よ医、る旅消製金地等に除	して小さい方 の額に、2/3 を乗じて得た 額(ただし、算 出された額に 1,000円未満の 端数が生じた 場合は、これを 切り捨てる。)				

所 在 地 補助事業者名 代表者職氏名

年度岐阜県へき地医師研修支援補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業計画書(別紙1-1)
- 3 所要額調 (別紙1-2)
- 4 所要額明細書(個別表)(別紙1-3)
- 5 添付書類
- (1) 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

# 岐阜県へき地医師研修支援補助金 事業計画書

(市町村名	:	)

# 研修等実施計画

へき地医療機関名	医師名	時期	場所	実 施 内 容
				(具体的に)

### 岐阜県へき地医師研修支援補助金 所要額調

市町村名	総事業費 (A)	寄付金 その他の収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助所要額 (C)・(F)いずれか 少ない方の額 ×2/3
	円	円	円	円	円	円	円
計							

#### (記入上の注意)

- 1 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。 2 「県補助所要額」欄は、「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額を記入すること。(1,000円未満の端数は、切り捨てること。)
- 3 岐阜県へき地医師研修支援補助金所要額明細書(個別表)と一致するものであること。

## 岐阜県へき地医師研修支援補助金所要額明細書(個別表)

市町村名
------

## (1)支 出

科	Ħ	支 出 予 定 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A) xt(B) のずか 少なが額	摘 要 対出予定額とついて第出基準を記載すること
		円	円	円	
旅費					
需用費					
負担金					
小	計				
合	計				
( ~	の 他)				対象とする経費以外のものの支出予定 の経費を計上すること。
総	計				

所 在 地 補助事業者名 代表者職氏名

# 年度岐阜県へき地医師研修支援補助金に係る 補助対象事業経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり補助対象経費の配分の変更の承認を受けたいので、岐阜県へき地医師研修支援補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

#### 1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

### 2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び変更後の 事業の内容を比較できるように記載すること。

所 在 地 補助事業者名 代表者職氏名

# 年度岐阜県へき地医師研修支援補助金に係る 補助対象事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり事業内容の変更の承認を受けたいので、岐阜県へき地医師研修支援補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

#### 1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

### 2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び変更後の 事業の内容を比較できるように記載すること。

第号年月日

岐阜県知事 様

所 在 地 補助事業者名 代表者職氏名

年度岐阜県へき地医師研修支援補助金に係る 補助対象事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、岐阜県へき地医師研修支援補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

中止 (廃止) する理由

 第
 号

 年
 月

 日

岐阜県知事 様

所 在 地 補助事業者名 代表者職氏名

### 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜県へき地医師研修支援補助金について、岐阜県へき地医師研修支援補助金交付要綱第4条第1項第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告書 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要 県補助金返還相当額)

金 円

注:参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)を添付すること。

所 在 地 補助事業者名 代表者職氏名

### 年度岐阜県へき地医師研修支援補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県へき地 医師研修支援補助金に係る事業実績について、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書(別紙2-1)
- 2 所要額精算書(別紙2-2)
- 3 実績額明細書(個別表)(別紙2-3)
- 4 添付書類
- (1) 歳入歳出決算(見込) 書抄本
- (2) その他参考となる資料

# 岐阜県へき地医師研修支援補助金 事業実施報告書

(市町村名:	
( iii	1

# 研修等実施状況

へき地医療機関名	医師名	時期	場所	実 施 内 容
				(具体的に)

#### 岐阜県へき地医師研修支援補助金 所要額精算書

市町村名	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 所要額 (G)	県補助 交付決定額 (H)	県補助 受入額 (I)	差引過 △不足額 (I)-(G)=(J)
	円	H	円	円	円	円	円	P	円	円

(記入上の注意)

- 1 「選定額」欄には、「対象経費の支出済額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 「県補助所要額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額を記入すること。(1,000円未満の端数は切り捨てること。) 3 岐阜県へき地医師研修支援補助金実績額明細書(個別表)と一致するものであること。

## 岐阜県へき地医師研修支援補助金実績額明細書(個別表)

市町村名	

## (1)支 出

科	目	支 出 済 額 (A)	基 準 落	選 定 額 (A) xt(B) のずか 少なが額	摘 要 対当済額について第出基礎を記載すること
		円	P	9 円	
旅費					
需用費					
負担金					
小	計				
合	計				
( ~	の他)				対象とする経費以外のものの支出済経 費を計上すること。
総	<b>☆</b>				

所 在 地 補助事業者名 代表者職氏名

#### 年度岐阜県へき地医師研修事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定(交付決定)のあった 年度岐阜県 へき地医師研修補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

- 1 確定補助金額(交付決定額)
- 2 既受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残額

振込は下記へお願いします。

- · 金融機関本(支)店名
- ・口 座 名 義 人
- ・普通、当座預金の別
- •口 座 番 号